

食育の推進に向けた 取組状況と今後の課題

令和 7 年 4 月

農林水産省

1 食育の推進の枠組み

- 食育基本法は平成17年6月に公布、同年7月に施行。
- 5年ごとに基本計画を作成。取り組むべき重点事項・目標などを規定。

食育基本法（平成17年法律第63号）

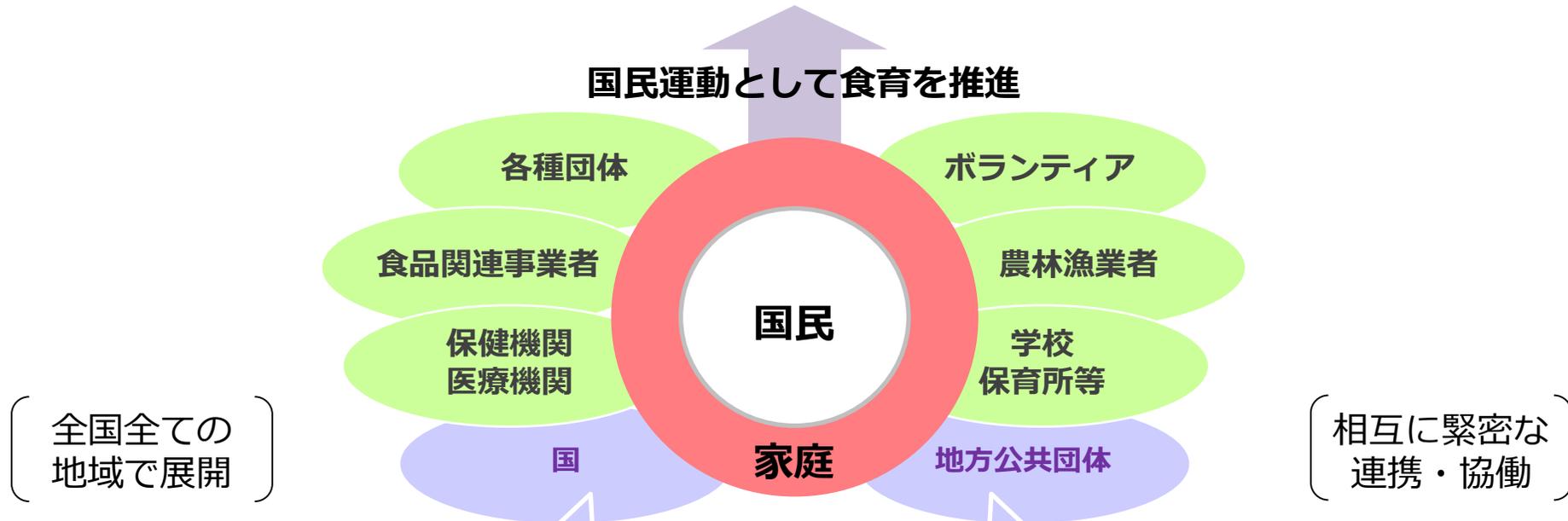
- 食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」ものとされている。
- 国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。
- 国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが課題とされている。

2 食育の推進体制

○食育を国民運動として推進していくため、国、地方公共団体による取組とともに、地域においては、学校、保育所等、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の様々な立場の関係者の緊密な連携・協働の下、食育を推進。

国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

国民運動として食育を推進



食育推進会議（食育推進基本計画の作成）



農林水産省、食品安全委員会、消費者庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省等の関係府省庁等による施策の実施

地方
農政局等

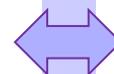
< 食育に関する施策の総合的・計画的立案、実施 >

都道府県

都道府県食育推進会議
|
都道府県
食育推進計画の作成

市町村

市町村食育推進会議
|
市町村
食育推進計画の作成



< 地域の特性を生かした施策の立案、実施 >

3 政府の食育推進体制

- 平成17年から平成27年度までは内閣府が主管。
- 平成28年4月の所管移管により、農林水産省が政府全体の総合調整を担当。

農林水産省

- 食育推進会議等の運営・食育関係府省庁との調整
- 食育白書の作成
- 食育推進全国大会の実施・食育活動表彰の実施
- 関係者の連携・協働体制（全国食育推進ネットワーク）の確立
- 地域での食育活動の支援 など

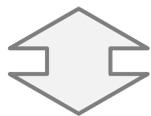
食料自給率の向上など

食文化の保護・継承など

米、野菜・果実の消費拡大や有機農産物の活用など

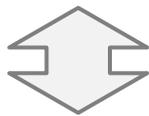
地産地消や農泊の推進など

水産物の消費拡大など



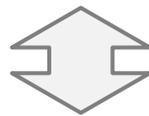
文部科学省

学校教育活動を通じた望ましい食習慣の形成など



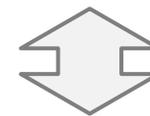
厚生労働省

地域保健活動等を通じた生活習慣病の予防など



こども家庭庁

保育所等における食を営む力の基礎の育成など



食品安全委員会

食品の安全性など

消費者庁・環境省

食品ロスなど

等関係府省庁

4 食育の基本的な取組

- 令和3年3月に作成された第4次食育推進基本計画に基づき、政府全体として食育の取組を推進。
- 重点事項として、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進の3つを規定。

第4次食育推進基本計画（令和3年度～7年度）

○ 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進：

- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
- ・在宅時間を活用した食育の推進

2. 学校、保育所等における食育の推進：

- ・栄養教諭の一層の配置促進
- ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

3. 地域における食育の推進：

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・地域における共食の推進
- ・日本型食生活の実践の推進
- ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

4. 食育推進運動の展開：

- ・食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応

5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験や地産地消の推進
- ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
- ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開

6. 食文化の継承のための活動への支援等：

- ・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
- ・学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：

- ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ・食品表示の理解促進

5 農林水産省における食育の取組

食育月間、食育推進全国大会、食育活動表彰

- 食育推進基本計画では毎年6月を「食育月間」と定めている。
- 毎年6月、地方公共団体との共催により「食育推進全国大会」を開催している。令和6年度は大阪府で開催し、令和7年度は徳島県にて開催予定。
- 食育の推進に取り組む者を対象とし、農林水産大臣賞や消費・安全局長賞等を設定し、功績をたたえ、その取組内容を広く周知することを目的として、「食育活動表彰」を実施。



食育月間ポスター 第20回食育推進全国大会 第8回食育活動表彰
チラシ 事例集

全国食育推進ネットワーク（みんなの食育）

- 食育の推進に向け、幅広い関係者が、それぞれの活動を生かしながら連携・協働し、食育活動を推進する体制の強化を図っている。
- 新たな日常やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の方法や知見を情報共有。



全国食育推進ネットワークサイト

食育白書

- 政府が講じた施策や食育に関する事例等を記載した「食育白書」を毎年作成し、国会に提出するとともに公表。
- 令和5年度食育白書では、特集1として「農林水産産業に対する国民理解の醸成」、特集2として「子供・若い世代を中心とした食育の推進」を取り上げ、食育の取組状況などについて紹介。



消費・安全対策交付金による地域の食育の取組支援 (令和7年度予算(案)：1,896百万円の内数)

○地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進。

支援メニュー

- ・食文化継承等のための取組
- ・学校給食における地場産物等活用の促進
- ・農林漁業体験の取組
- ・共食の場における食育活動 等

支援事例

【農業や地域と触れ合う体験学習の実施】

足利市（栃木県）
足利市内の農業者の指導の下、水稻（田植え、稲刈り）又は野菜（定植、収穫）の農業体験を実施。



【高校生による地場産物を活用したメニュー開発】

坂出市（香川県）
地場産物を学校現場における「生きた教材」として、より効果的に子供たちに伝えるため、高校生が給食メニューを開発。



6 食育の推進に当たっての目標値と現状値（令和6年度）

目標	第4次基本計画作成時の値 (令和2(2020)年度)	現状値 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和7(2025)年度)
具体的な目標値			
1 食育に関心を持っている国民を増やす			
①食育に関心を持っている国民の割合	83.2%	80.8%	90%以上
2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす			
②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.6回	週8.9回	週11回以上
3 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす			
③地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.7%	64.6%	75%以上
4 朝食を欠食する国民を減らす			
④朝食を欠食する子供の割合	4.6% (令和元(2019)年度)	6.3%	0%
⑤朝食を欠食する若い世代の割合	21.5%	29.6%	15%以下
5 学校給食における地場産物を活用した取組を増やす			
⑥栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数	月9.1回 (令和元(2019)年度)	月12.4回 (令和5(2023)年度)	月12回以上
⑦学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	66.0% (令和5(2023)年度)	90%以上
⑧学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	66.0% (令和5(2023)年度)	90%以上
6 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす			
⑨主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食っている国民の割合	36.4%	36.8%	50%以上
⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食っている若い世代の割合	27.4%	23.3%	40%以上
⑪1日当たりの食塩摂取量の平均値	10.1g (令和元(2019)年度)	9.8g (令和5(2023)年度)	8g以下
⑫1日当たりの野菜摂取量の平均値	280.5g (令和元(2019)年度)	256.0g (令和5(2023)年度)	350g以上
⑬1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合	61.6% (令和元(2019)年度)	61.6% (令和元(2019)年度)	30%以下
7 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす			
⑭生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	64.3%	63.7%	75%以上

目標	第4次基本計画作成時の値 (令和2(2020)年度)	現状値 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和7(2025)年度)
具体的な目標値			
8 ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす			
⑮ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	47.3%	47.7%	55%以上
9 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす			
⑯食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	36.2万人 (令和元(2019)年度)	32.3万人 (令和4(2022)年度)	37万人以上
10 農林漁業体験を経験した国民を増やす			
⑰農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	65.7%	57.0%	70%以上
11 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす			
⑱産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	73.5%	67.5%	80%以上
12 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす			
⑲環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	67.1%	61.3%	75%以上
13 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす			
⑳食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	76.5% (令和元(2019)年度)	74.9%	80%以上
14 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす			
㉑地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	50.4%	44.8%	55%以上
㉒郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合	44.6%	56.1%	50%以上
15 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす			
㉓食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	75.2%	74.8%	80%以上
16 推進計画を作成・実施している市町村を増やす			
㉔推進計画を作成・実施している市町村の割合	87.5% (令和元(2019)年度)	90.3% (令和5(2023)年度)	100%

資料：①～③、⑤、⑨、⑩、⑭、⑮、⑰～⑲、㉑～㉓ 「食育に関する意識調査」(農林水産省)

④ 「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

⑥ 「学校における地場産物に係る食に関する指導の取組状況調査」(文部科学省)

⑦、⑧ 「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」(文部科学省)

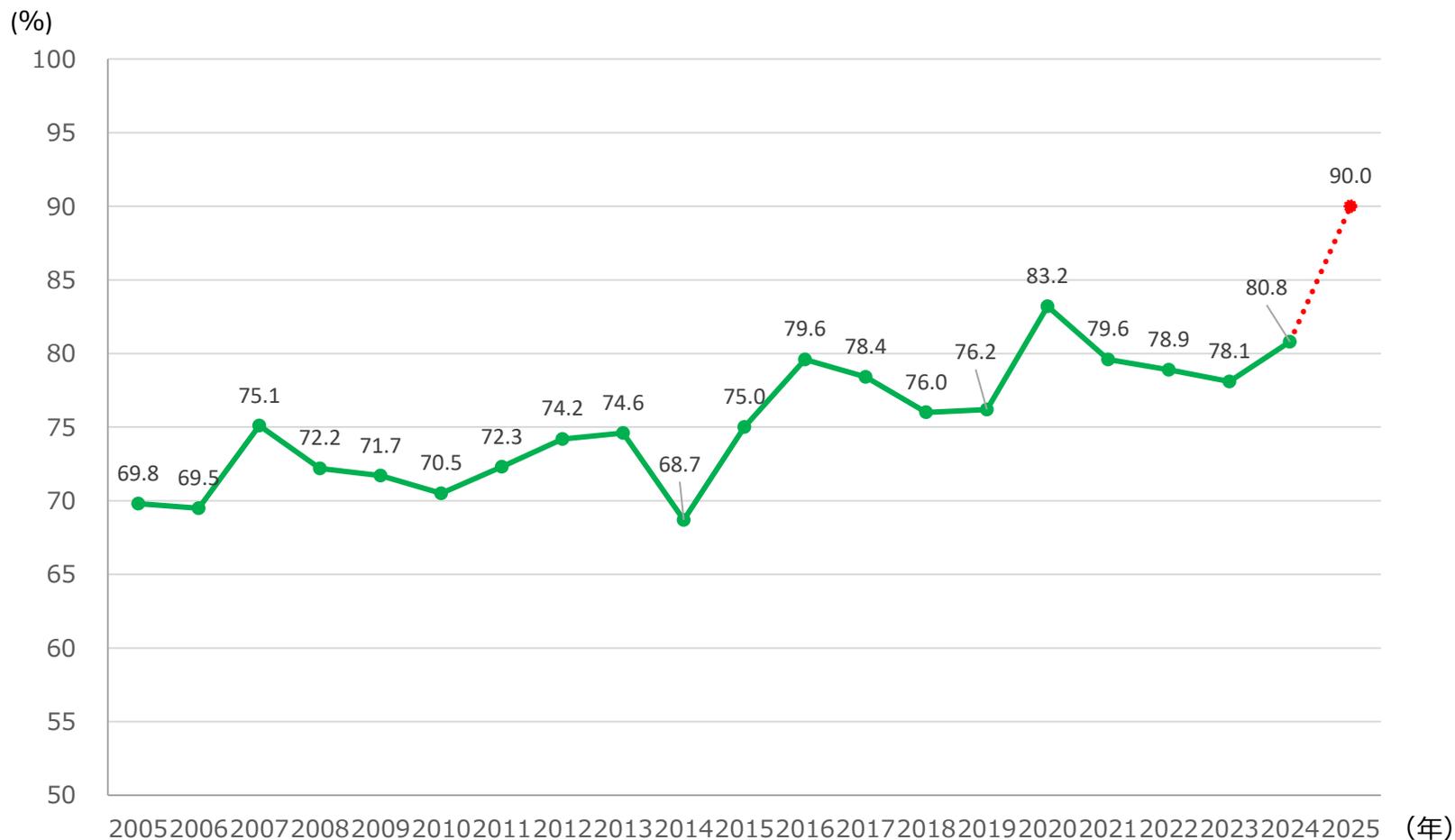
⑪～⑬ 「国民健康・栄養調査」(厚生労働省)

⑮、㉔ 農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ

㉑ 令和元年度の値は「消費者の意識に関する調査」(消費者庁)、令和6年度の値は「令和6年度第2回消費生活意識調査」(消費者庁)

7 課題①：国民の食育に関する理解・関心の増進

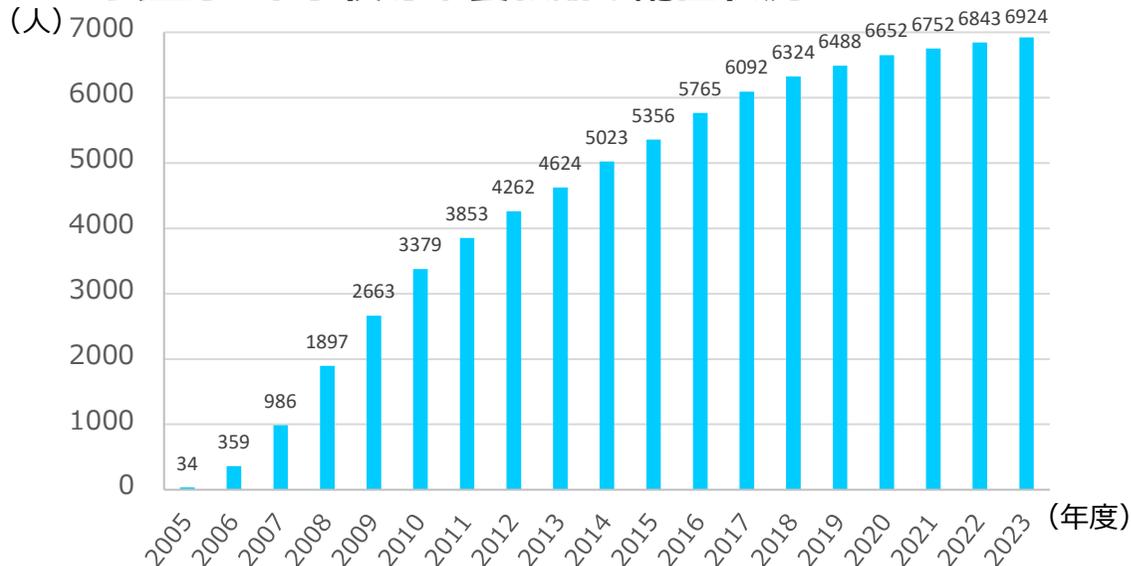
○食育に関心を持っている国民の割合の推移



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」

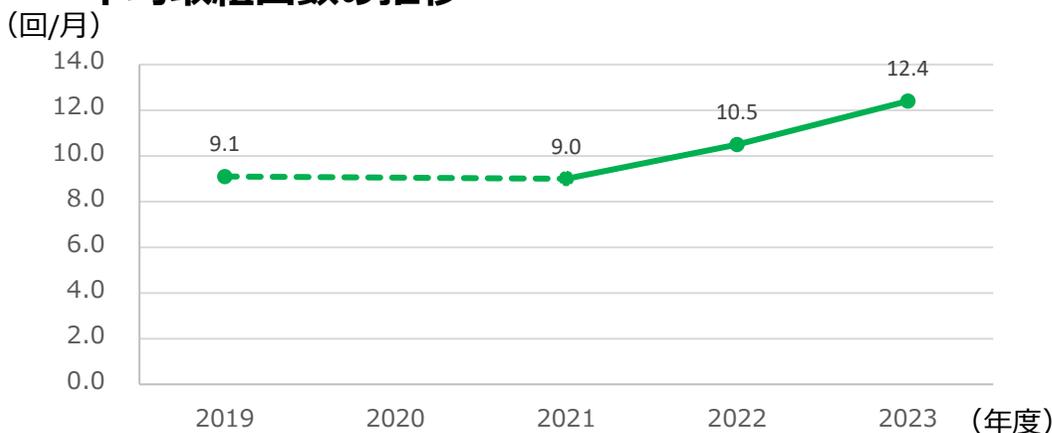
7 課題②-1：学校における食に関する指導の充実

○公立小・中学校等栄養教諭の配置状況



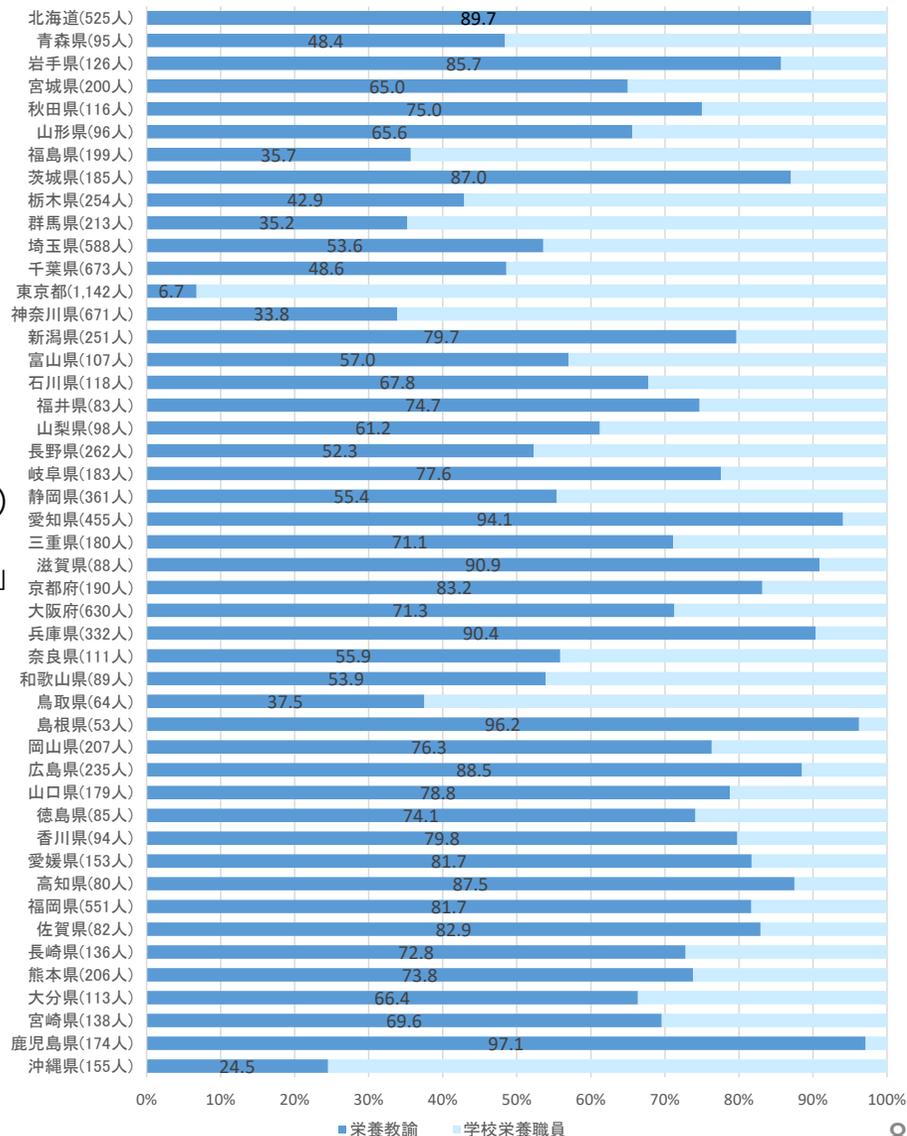
資料：文部科学省「学校基本調査」

○栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数の推移



資料：文部科学省「学校における地場産物に係る食に関する指導の取組状況調査」

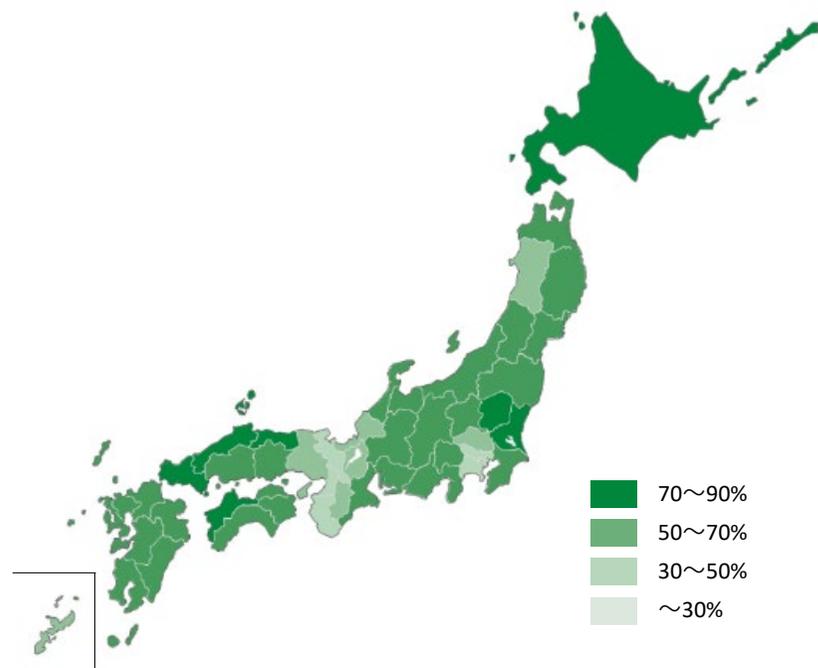
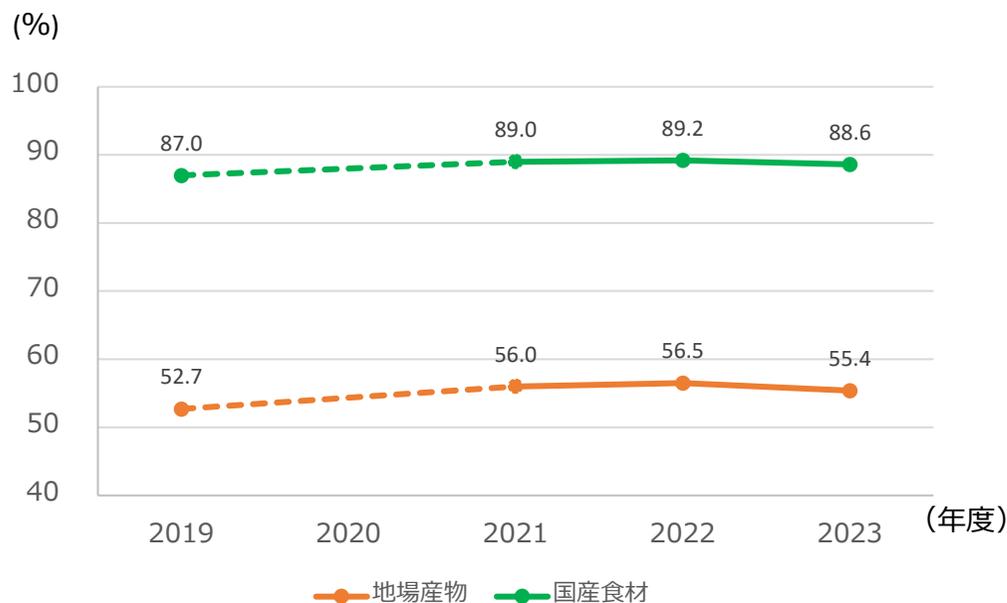
○栄養教諭・学校栄養職員の配置割合数



資料：文部科学省「学校基本調査」(令和5年度)

7 課題②-2：学校給食における地場産物の活用促進

○学校給食における地場産物・国産食材活用状況の推移（金額ベース） ○学校給食における地場産物の使用割合（令和5年度）

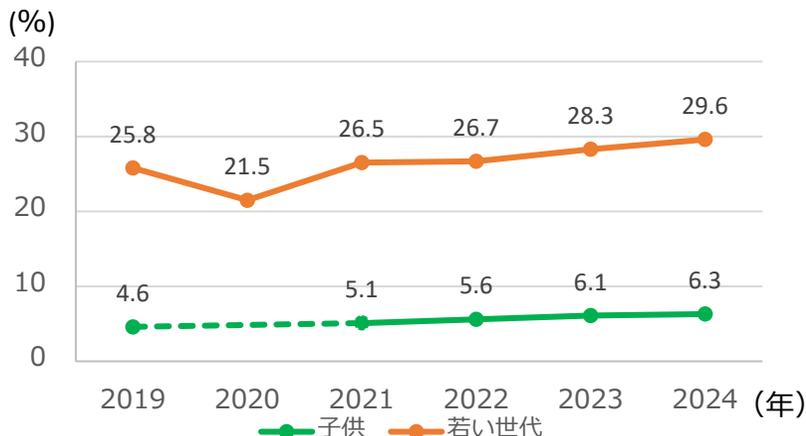


資料：文部科学省「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」

資料：文部科学省「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」を基に作成

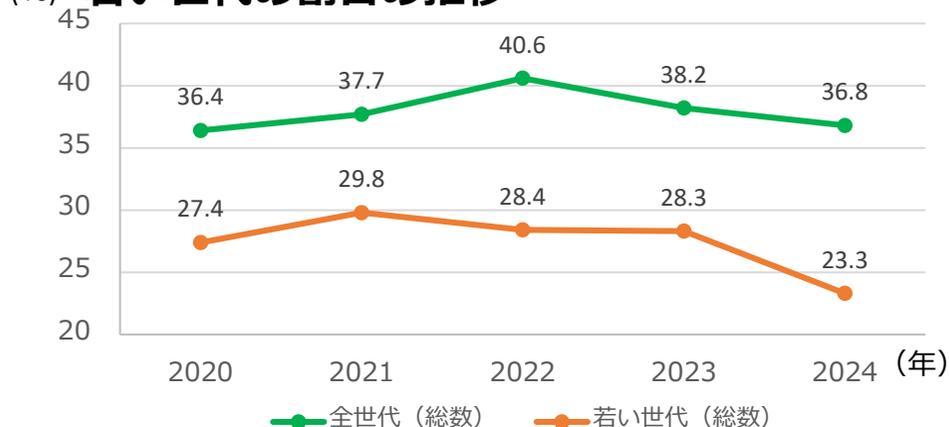
7 課題③：健全な食生活の実現（朝食摂取、栄養バランス）

○朝食を欠食する子供・若い世代の割合の推移



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」（朝食を欠食する子供の割合）
 ※2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により、調査の実施は見送り
 農林水産省「食育に関する意識調査」（朝食を欠食する若い世代の割合）

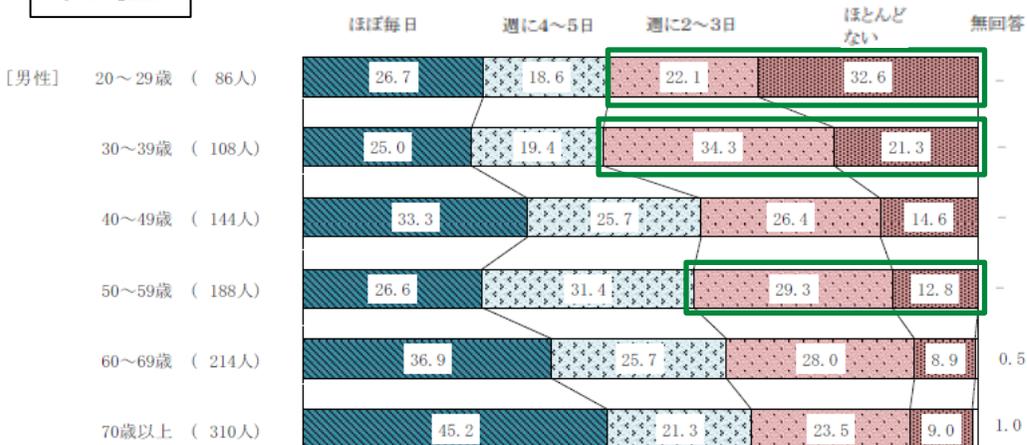
○主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民・若い世代の割合の推移



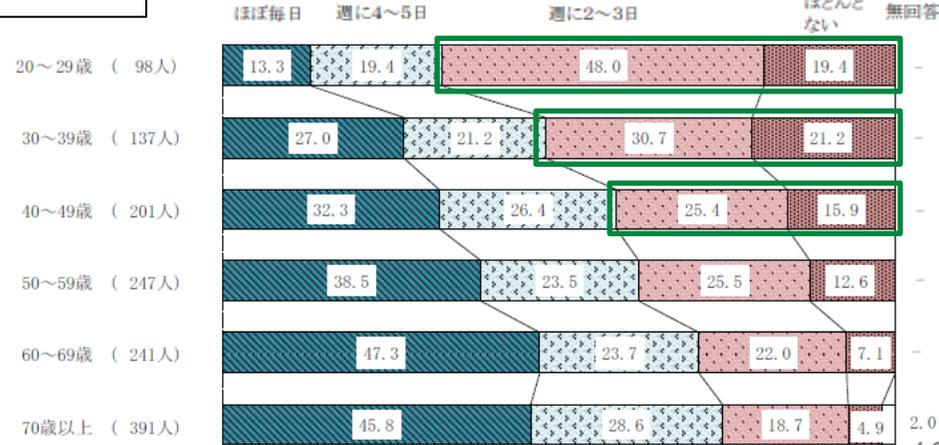
資料：農林水産省「食育に関する意識調査」

○「主食・主菜・副菜を3つそろえて食べることが1日に2回以上あるのは、週に何日あるか」の回答（性・年齢別）

男性



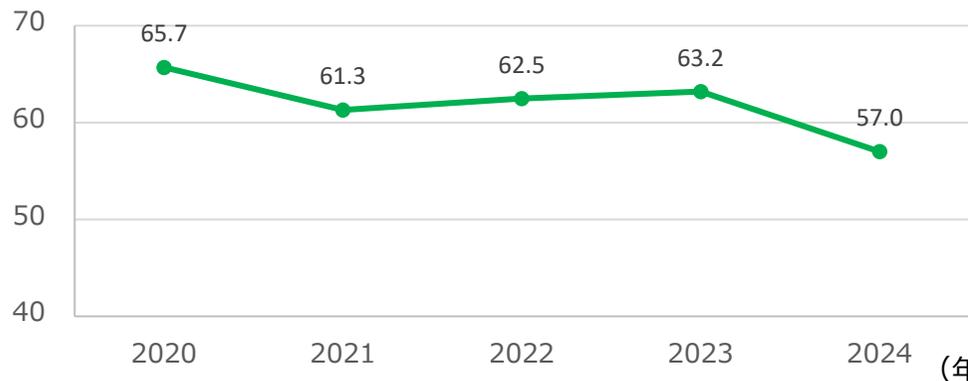
女性



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」（令和6年）

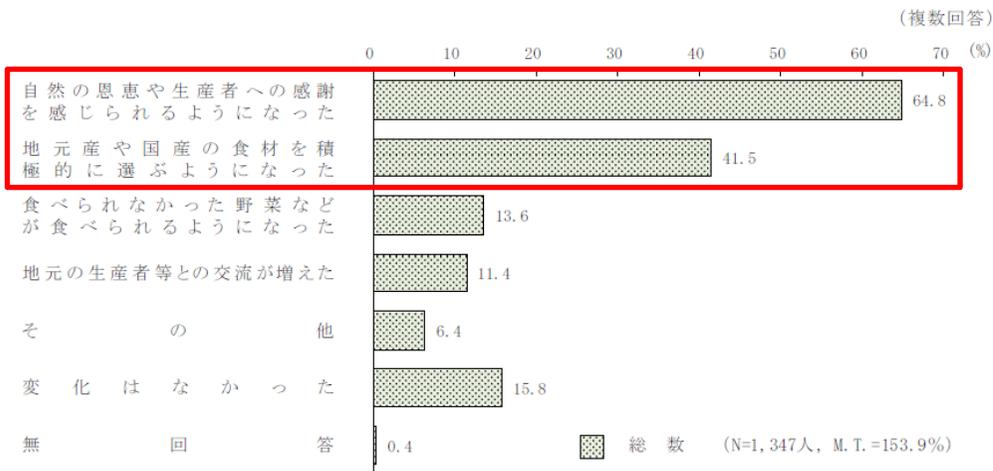
7 課題④-1：農林漁業体験の促進

○農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合の推移
(%)



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」

○農林漁業体験に参加したことによる効果



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」(令和6年)

○農林漁業体験に参加していない理由

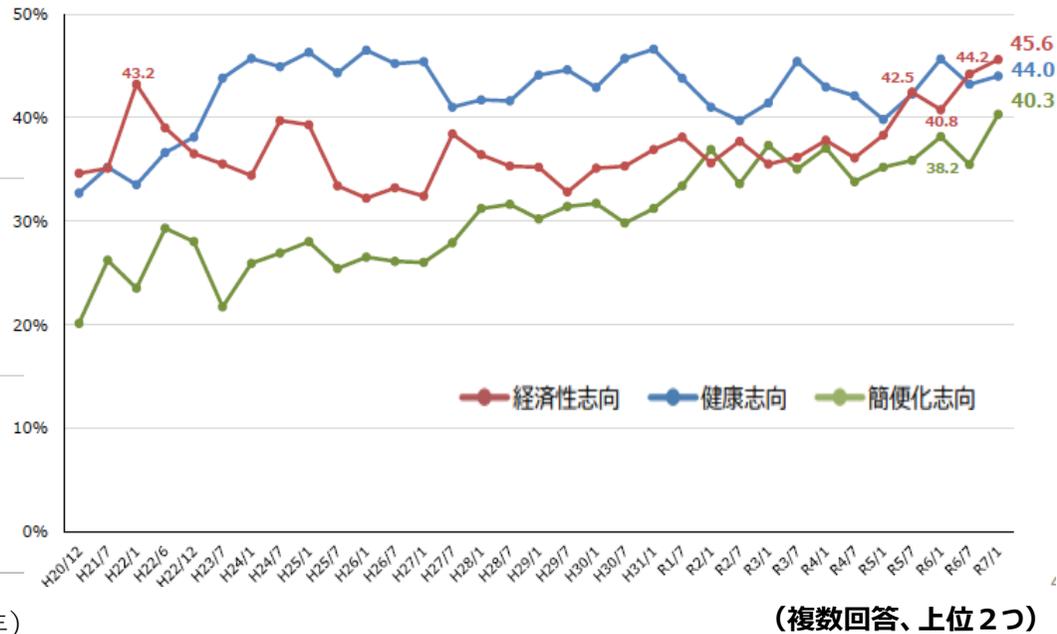
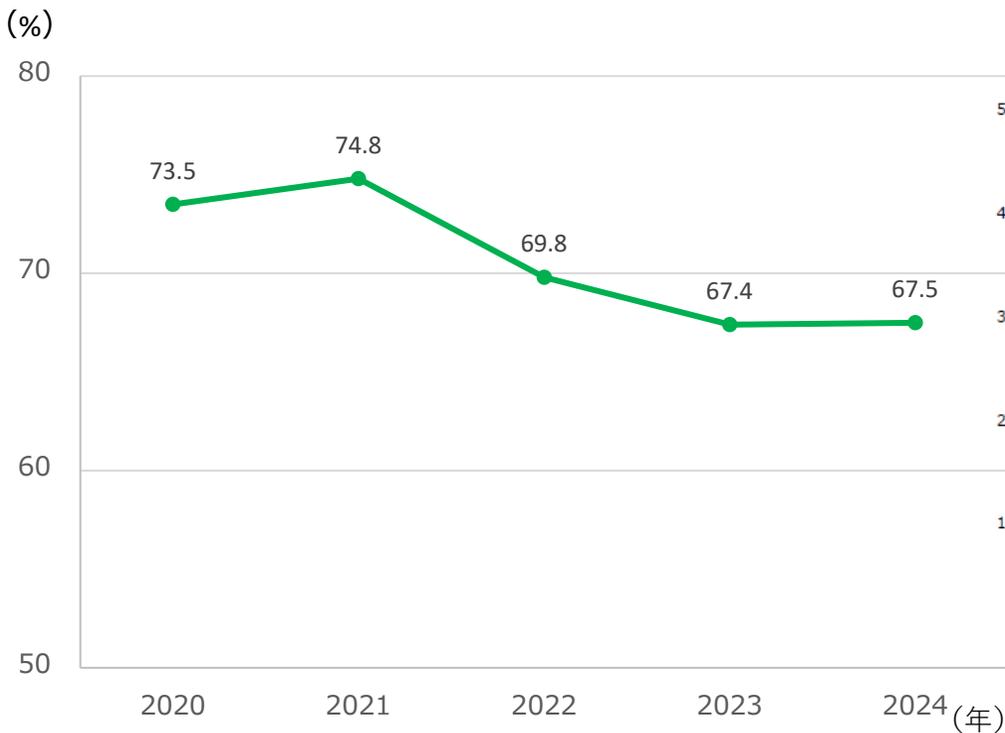


資料：農林水産省「食育に関する意識調査」(令和6年) 11

7 課題④-2：産地や生産者を意識した農林水産物・食品の選択など

○産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合の推移

○食に関する志向（3大志向）の推移

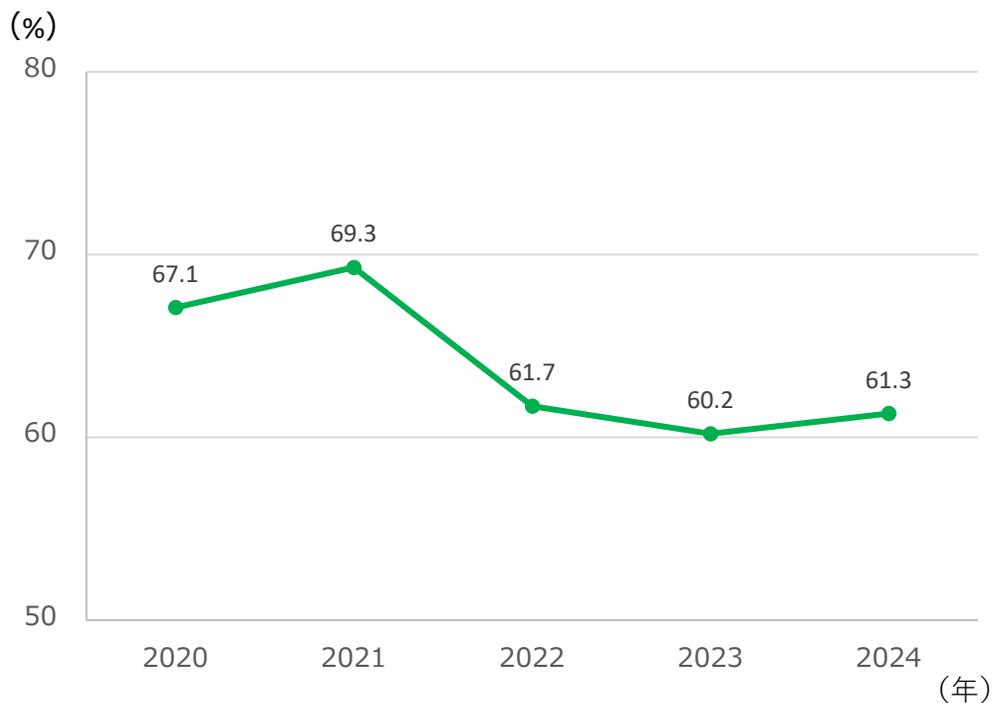


資料：農林水産省「食育に関する意識調査」

資料：日本政策金融公庫「消費者動向調査」（令和7年1月）

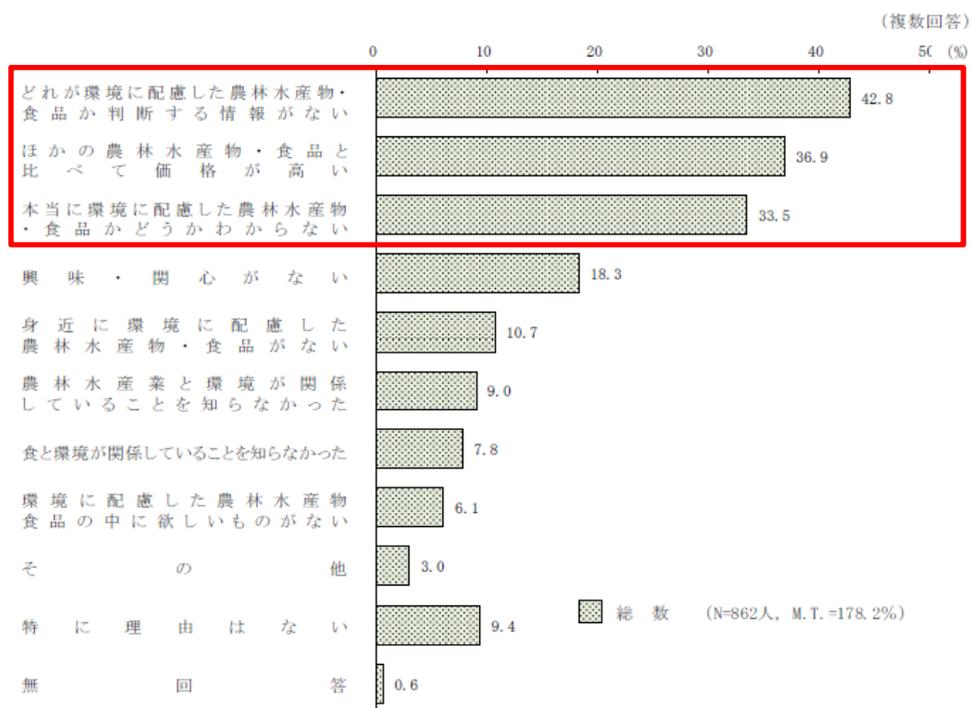
7 課題④-2：環境に配慮した農林水産物・食品の選択

○環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ
国民の割合の推移



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」

○環境に配慮した農林水産物・食品を
選んでいない理由



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」(令和6年)

8 「第4次食育推進基本計画」フォローアップ 中間取りまとめ

- 第4次食育推進基本計画の中間年に当たる令和5年度に、同計画に基づくこれまでの取組状況をフォローアップした結果や今後重点的に取り組むべき事項などについて中間取りまとめを実施

フォローアップの結果

第4次食育推進基本計画の24の目標のうち計画作成時の値と現状値の比較が可能な19の目標について、数値の進捗を分析
→ 8の目標で数値が改善、11の目標で数値が悪化

今後重点的に取り組むべき事項

1. 食育をめぐる諸課題の横断的解決に資する取組

(1) 学校等における食育推進の強化

- ・ **栄養教諭を中心とする校内食育推進体制を整備**
- ・ 学校と地域との連携・協力関係を強化し、**学校給食での地場産物を活用した食育の取組を拡大**
- ・ 乳幼児段階における食育の重要性について一層の理解を促進 等

(2) 民間事業者による幅広い食育活動の展開

- ・ 大人の消費行動の変容に向けた「**大人の食育**」の実現、**食関連事業者による取組の展開**を促進
- ・ **外食・中食産業等の取組の認知度向上**等の取組を促進
- ・ 事業者間の協働による食育情報の効果的な発信 等

2. 食育をめぐる課題解決に向けて強化が必要な取組

(1) 正しい食習慣の定着と食文化の継承を図る取組

- ・ 食の更なる「**貧困化**」を回避するため、**より身近な場面での食育**や食育の実践に向けた**効果的なプロモーション**を推進
- ・ **地方公共団体内の関係部局の連携**や、**食文化継承に向けた活動主体間の連携・協働**を推進 等

(2) 農林漁業への理解を醸成する取組

- ・ 農林漁業体験や産直活動、C S A（地域支援型農業）といった**産地と消費者との結び付きを強める機会を拡大** 等

10 食育ピクトグラム及び食育マーク

★生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進



共食



朝食欠食の改善



栄養バランスの良い食事



生活習慣病の予防



歯や口腔の健康



食の安全



災害への備え

★持続可能な食を支える食育の推進



環境への配慮(調和)



地産地消の推進



農林漁業体験



日本の食文化の継承

★食育の推進



食育マーク



活用される場面

小売店での店頭 学校の教育現場 食育を行う際の啓発資材 商品の包装への印刷等

●食育ピクトグラム及び食育マーク

<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/pictgram/index.html>

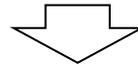


11 健康経営優良法人認定制度を活用した 「食育実践優良法人顕彰（仮称）」の創設について（農林水産省）

食の外部化や簡便化志向、若者における野菜類・果実類の摂取減少など、大人の食生活の乱れが顕在化している中、これからの社会を担う若手をはじめとする「大人の食育」の推進が求められているところ、従業員に対し、健康的な食事の提供等、食生活改善に向けた取組とその評価を行っている企業を顕彰し、もって企業内の活力向上及び優良な取組の横展開を図ることを目的として、「食育実践優良法人顕彰（仮称）」の創設を検討しています。



- 健康経営優良法人の認定に係る健康経営度調査票（大規模法人部門）及び認定申請書（中小規模法人部門）に、農林水産省HP内に設置する「食育実践優良法人顕彰（仮称）」申請サイトを掲載
- 当該サイトから、従業員の食生活改善のために具体的な取組を行っている法人は必要書類を提出することで「食育実践優良法人顕彰（仮称）」に申請



選定委員会（農林水産省）

「食育実践優良法人（仮称）」として認定

<食生活改善につながる取組例>

健康的な朝食の提供、バランスのとれた社食の提供、定期的な食育研修の実施、栄養指導の実施、健康管理アプリの提供、食育情報の発信



従業員の食生活改善につながる取組を促進